平成２６年（フ）第１５号
佐賀県佐賀市八戸２丁目２番20号
債務者　古川　和代
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦259番地40
債務者　岩本　吏江（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
佐賀県伊万里市伊万里町甲650番地３
債務者　江﨑　泰三
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１０３号
宮崎県都城市下川東２丁目3372番地県住57―１－２
債務者　原重　清志
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第６号
宮崎県小林市堤127番地２
債務者　飯谷　貴巳
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第４９２号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目43番１号　紫原スカイハイツ401号
債務者　山下　和彦
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１６号
鹿児島県鹿児島市西伊敷６丁目５番２号
債務者　寺園　　勲
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町11番１―52号
債務者　高　　和裕
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第１１号
鹿児島県姶良市西餅田2600番地　村田貸家Ｆ棟
債務者　片平　英仁
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
鹿児島県姶良市西餅田2600番地　村田貸家Ｆ棟
債務者　片平　和恵（旧姓尾野）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
兵庫県芦屋市浜芦屋町８番13号、前住所神戸市東灘区深江本町３丁目４番４―301号
債務者　明神　順子（旧姓小南）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７７号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町１丁目８番３号　クレールハウス301号、前住所兵庫県尼崎市食満６丁目２番20号
債務者　岩本　匡且
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８６号
兵庫県尼崎市南塚口町５丁目13番22号　南塚口連棟南端、前住所兵庫県尼崎市塚口本町７丁目17番７号
債務者　福西　保美（旧姓田井）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８９号
兵庫県西宮市枝川町２番134―405号、前住所兵庫県西宮市甲子園九番町11番23―221号
債務者　神田　桐香（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４号
和歌山県御坊市湯川町富安1603番地１
債務者　土井江理香
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第８０７号
北九州市若松区青葉台西３丁目16番１号
債務者　靏　　里美
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２３号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１
債務者　榎本　正明
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２４号
佐賀県伊万里市立花町1604番地１
債務者　榎本　恭子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部